

中山間地域対策の逆引き集 2022



令和4年8月
北陸農政局

「中山間地域対策の逆引き集」利用の手引き

➤ 本逆引き集では、中山間地域での課題や悩み等への対応策と活用可能な支援策を紹介し（インデックス編）。インデックス編に記載されている支援策の詳細は、施策編に記載しています。

【左頁】

中山間地域対策の逆引き集 インデックス編

農地 ほ場条件が悪い

このような悩みはございませんか?

- ほ場の条件が悪く、作業効率が悪い。
 - ほ場の区画が狭いので、農機具の移動に時間がかかる。
 - 区画が狭く、機具が入りにくい。
 - ほ場の形が悪く、機具を使用できない。
 - 畦畔が多すぎ、専らりに時間がかかる。
- 安定した用水の確保が難しい。
 - 安定した水利用ができないため、作物を作りにくい。
- ほ場の水はけが悪く、水稲以外の作物の栽培は難しい。
 - 濁り水が出てきて困っている。
 - 粘土質で、水はけが悪い。
 - 十分な収入が得られる作物を作りたい。

課題解決に向けた対応策

- 基礎整備を実施**
 - 中山間地域でもできる基礎整備があります。
 - 農家負担が小さい支援策もあります。
 - 農業用水の安定確保のための基礎整備もできます。
- 土壌改良を実施**
 - 稲作など排水対策の支援もあります。
 - 軽い負担で緑地化できる支援もあります。
- 園芸への転換を実施**
 - 関係者で品種選定や栽培技術相談など話し合いをするための支援があります。
 - 初期投資の金額が大きいため、負担が軽減する研修コース措置もあります。

支援策

① ② ③ ④
⑤ ⑥ ⑦ ⑧

【中山間地域とは】
中山間地域とは、山間地及びその周辺の地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域をいい、農林統計上利用されている地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。
事業実施にあたっては、地域振興立法(特定山村法、山村振興法、過疎法、千島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等)で指定された地域等を対象としています。

大項目名：
課題分類ごとに分けています。

中項目名：
具体的な課題を記載しています。

小項目：
課題に対する悩みを記載しています。

対応策：
「課題解決に向けた対応策」の番号を記載しています。

支援策：
右頁の活用可能な支援策の番号を記載しています。

トピック：
用語や事例等を記載しています。

【右頁】

中山間地域対策の逆引き集 インデックス編

支援策

- 農地耕作条件改善事業**
農地中間管理事業の重点実施地区等において、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積の促進や高収益作物への転換を図るための計画的な基礎整備、高収益化に必要な研修を一括支援します。
- 農山漁村地域整備交付金のうち集落基礎再編・整備事業(中山間地域総合整備型)**
農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施します。
- 農業競争力農地整備事業のうち農地整備事業(中山間地域型)**
農地の大区画化や排水対策等を行うとともに、担い手への農地集積の促進や農業の高付加価値化等を推進します。本事業のうち中山間地域型は、受益面積の要件を20ha以上かつ10ha以上に緩和。
- 農地中間管理機構関連農地整備事業**
担い手への農地集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構が借り入れしている農地について、農業者の申請・同意・費用負担による、都道府県が実施する基礎整備を推進します。
- 時代を拓く園芸産地づくり支援のうち先端期等対策産地育成事業**
加工・調剤用野菜への作物転換を推進するため、作物定定技術を導入する際に必要な土壌・土壌改良、施設農機具の使用等の経費を支援します。
- 時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業**
水田地域において、農地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、排水対策や転作技術の確立、機具・施設のリース導入など、新たな農業産地の育成に必要な取組を一体的に支援します。
- 中山間地域等直接支払交付金**
中山間地域等において、地域の集約化等に応じて幅広い取組を支援します。※受益は、予め決定に定めておく必要があります。
- 中山間地域農業農村総合整備事業**
地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした高農を確立するため、農業生産を支える水田やほ場等の基礎整備と、生産・販売施設等の整備を一括的に実施します。

備考

中山間地域に対する優遇措置の内容を分類しています。

支援策：支援内容の概要を記載しています。

詳細：支援策の内容を施策編に詳しく記載しています。

備考：
中山間地域に対する優遇措置の内容を分類しています。

支援策：
支援内容の概要を記載しています。

詳細：
支援策の内容を施策編に詳しく記載しています。

目次

インデックス編 (P.1~P.28)

中山間地域での課題や悩み等から、その対応策と活用可能な支援事業を調べることができます。

農地	○ ほ場条件が悪い ○ 担い手への農地集積が進まない ○ 耕作放棄地、荒廃農地が増えている	➡ P.1,2 ➡ P.3,4 ➡ P.5,6
人・組織	○ 地域に担い手がいない、人手が足りない①② ○ 組織設立や運営で苦勞している	➡ P.7-10 ➡ P.11.12
生産	○ 特徴的な農作物がない ○ 生産効率が悪い ○ 畦畔や用排水路の管理の負担が大きい	➡ P.13,14 ➡ P.15,16 ➡ P.17,18
加工・販売	○ 農産物加工に取り組んでみたい ○ せっかく作っても販売する場所がない	➡ P.19,20 ➡ P.21,22
地域振興	○ 地域の観光資源を活用したい、地域に活力がない ○ 農作物への鳥獣被害が大きい	➡ P.23,24 ➡ P.25,26
災害復旧	○ 災害による被害の復旧をしたい	➡ P.27,28

施策編 (P.29~P.79)

インデックス編に記載されている支援事業について、ポイントや採択要件などの概要を事業ごとに紹介しています。

ご利用に当たっての留意事項

- 本逆引き集では、令和4年度予算を中心として、令和4年4月時点の内容を紹介しています。
- 今後、内容に変更があることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。
- 事業の内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。
- 本逆引き集の中に記載のある以下のマークの意味は次のとおりです。

共通

採択要件等が平場と共通です。

要件緩和

中山間地域では要件緩和の措置があります。

中山間限定

中山間地域限定の事業です。

補助率UP

中山間地域では補助率が上がります。

優先採択

中山間地域の優先採択の規程があります。